

第24期 軽井沢町農業委員会 第31回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 13:30</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第31回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年は大変皆様にはお世話になりました。本年も年明け早々ではございますが、農業者との意見交換会などがありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>最近の新型コロナウイルス感染状況については、佐久圏域の感染警戒レベルは「5」から「4」へ引き下げられております。外出自粛等を要請する行動制限はございませんので、本日の総会も全委員を参集して開催いたします。</p> <p>年明け前から顕著化している物価や肥料高騰問題は農業経営基盤に打撃を与えております。この解決を行う為の事業が国、県、町から示され、特に国では、本年においても食料安全保障を重視する観点から、その対策を実施する見通しであります。</p> <p>私達農業委員会が一番危惧しなければならないことは、このような背景が農業経営に影響をおよぼし、農業者の離農により、耕作放棄地が増加してしまうことです。地域の代表である農業委員・推進委員はそれを未然に防ぐ役割がある為、常に各地区の農業者や農地所有者との意見交換や情報を入手する必要があります。本日、総会後に開催される「農業者との意見交換会」においても将来に向けた持続可能な農業がテーマでございますので、関係各位との意見交換を通じて更なる農業委員会組織の活性化を望むものでございます。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。意見交換会では二人に講師をお願いしています。改めてご承諾いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また土屋代理からのJA関係を含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、12名の出席でございます。坂本雄樹委員より欠席のご連絡がありました。もう一名欠席は荒井龍介委員の死去によるものでございます。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。遠山冬樹推進委</p>

	<p>員より欠席の報告がございます。</p> <p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号3番の土屋哲委員と議席番号8番の柳澤昌代委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1についてをご説明いたします。</p> <p>次第4ページ、補足資料1ページから7ページをお願いします。____でございます。____は____、____、に____のある____、____です。____は____、____に____のある____、____です。____の____は、____、____、____で、____は、____は____です。____でございますが、補足資料3ページに____がございますが、____にある____の____し、____、____を____した____の____を____し、そこから____ほど____となり、____は____に____おります。町の用途域区分は____地域で、農地法による農地区分は、____になります。____は____による____となります。転用の目的ですが、____の____は____、____に____していますが____より____での____を____していた為、____との____が____し____の____を行うこととなりました。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、____、____、____が、____、____でございます。</p> <p>資金の調達方法ですが、____となり、____が____されています。____につきまして、____は____されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月月末までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令</p>

	<p>の許認可等については該当ありません。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ございません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1について許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第1号番号1についてを説明いたします。_____に_____の_____、_____、それと_____、_____で_____を_____。_____は_____ができませんでしたが、_____、_____してまいりました。_____は_____さきほど_____のとおりです。_____の_____で_____の_____で_____がありました_____の_____になります。_____としては_____した_____ですね、その_____は_____の_____が_____していく_____でしたけれども、_____している_____の_____である_____の_____が_____ほしいという_____がありまして、_____の_____となりました。_____の_____が_____で、_____は_____、_____されております。_____ほど_____、_____が_____できても_____などの_____は_____ほとんどありません。_____には_____が_____、_____が_____されますけれども、_____より_____のほうが_____、その_____は_____なさそうです。_____も_____に_____を_____されていましたが、_____は_____を_____されておらず、_____を_____して_____はないと_____いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方は願います。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2についてご説明します。 次第4ページ、補足資料12ページから20ページ、をお願いします。 _____でございます。_____は_____にある_____、_____です。_____は_____にある_____、_____です。_____が_____、_____が_____です。_____は、_____、_____で、_____は_____、_____は_____のうち_____です。 _____でございますが、補足資料10ページに_____がございます。_____から_____に_____、_____から_____ほど_____に_____しております。_____の_____は、_____は_____から_____での_____の_____を_____し、_____の_____にも_____しました。_____は_____で_____の_____に_____し、_____にも_____がある_____、_____の_____を_____まで、_____の_____で_____できるという_____を_____この_____で_____を_____したいものでございます。 なお、_____については、_____にも_____し、この_____の_____から_____いたしますので、_____の_____にて_____、_____いただく_____です。また_____の_____、_____の_____とも_____しており、_____も_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。 ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____で_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当等は設定されておりましたが、さきほどの_____で_____、_____では_____の_____の_____である_____が_____おりますので、_____することに対しての_____を_____しています。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われれます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除</p>

	<p>措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第1号番号2についてを説明いたします。_____に_____、遠山推進委員、_____、___で_____を_____。___な_____はさきほど_____のとおりでございます。_____は___より_____をしながら、_____ほどを___してございまして、___の___に___を_____、_____に___するための_____となりました。この___は___を___するためでございます、_____して_____ないと___いたしました。_____の___をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号3についてご説明します。次第4ページ、補足資料21ページから39ページ、をお願いします。_____でございます。議案第1号番号2で説明した_____となります。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、___です。_____は_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____は、_____、_____、_____で___目は___、___は_____のうち_____です。場所でございますが、補足資料23ページに_____がございまして、___の_____となりまして、その___の_____に位置しています。</p> <p>町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は、_____になります。_____における_____は_____でございますが、_____する</p>

	<p>_____は_____であることから、_____している_____において、_____から_____に_____する_____を_____、_____が_____しています。この場合はハンドブック4-10に記載されております、_____として_____の_____に_____し、_____が_____になりますことを補足説明いたします。転用の目的ですが、_____に_____ことは_____で_____でございます。_____には、_____を_____することを_____としており、その_____に対応できる_____や_____の_____が_____への_____として_____を_____しました。</p> <p>_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____で_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておきませんが、_____から_____に_____を_____しています。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では_____が許可後から令和__年__月__日まで、_____が令和__年__月__日から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号3について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第1号番号3についてを説明いたします。_____に_____、遠山推進委員、_____、_____で_____を_____ました。場所はさきほど事務局説明のとおりです。申請の経緯としましては_____と_____となります。_____では_____となります。さきほど_____から_____がありましたように、_____ということですのでけれども、_____にではなく、_____に_____ということでした。_____は_____でございますが、_____により_____からはずれることもなく、_____も_____のままとなることを_____いたしました。_____をして_____ないと_____</p>

	いたしました。皆様のご審議義のほどよろしく願ひいたします。
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、ここで佐藤農林振興係長から補足説明がございましたのでよろしく願ひいたします。
佐藤農林振興係長	_____が_____を_____する_____は_____でございますが、補足資料 _____に_____の_____の_____において_____から_____ _____にする_____を_____が_____から_____されて いるわけではございませんのでご承知ください。
市村初仁議長	それでは先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号3についてご意見のある方は願ひします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願ひます。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。 事務局より説明を願ひします。
青木事務局長	議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第5頁から7項、補足資料は、40頁から41頁を願ひします。軽井沢町長より、農業委員会会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議を願ひいたします。 2月の公告分でございますが、再設定が、1件、1筆、面積は、2,300㎡、内訳は、田が0㎡、畑2,300㎡です。新規が1件、1筆、面積は、1,004㎡、内訳は、田が0㎡、畑が1,004㎡です。中間管理が1件、7筆、面積が6,582㎡、内訳は、畑、6,582㎡です。合計で、3件、9筆、面積は、9,886㎡で、内訳は、田が0㎡、畑が9,886㎡です。 集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認を願ひいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議を願ひいたします。

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第2号、軽井沢町農用地利用集積計画の2月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第2号軽井沢町農用地利用集積計画2月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。</p>
土屋会長代理	<p>JA関係の異動で軽井沢支所長の行田公安さんが1月より、浅間統括支所長ということで兼任で御代田支所に異動となりましたので新たに、柳澤業太さんが軽井沢支所長として赴任されました。さきほど事務局より冒頭お話がありましたけれども、農業者が高齢化で離職されているという状況で、昨年まで野菜部会に43名いらっしゃいましたけれども、高齢等で41名に減るということで、それから1月18日ですけれども、不用農薬の処分が実施されました。申し込みを行いました但し今回は利用者0人でありました。それから数件の方が今年度、種まきを始められたということで、これで令和5年度農作業が始まっているということです私のほうからは以上です。</p>
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	「別紙：経営継承セミナー資料」説明
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。

佐藤農林振興係 長	別紙「みどり投資促進税制資料説明」
市村初仁議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	次第８ページをお願いします。 「説明する。」
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	それでは、第２４期軽井沢町農業委員会第３１回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。
	閉 会 １４時５０分

--	--